



令和4年1月25日

建設業労働災害防止協会

石川支部長 平櫻 保 殿

石綿対策の規制強化に関する要請書

建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事（リフォームや各種修繕、定期改修を含みます）を行う場合には、石綿障害予防規則などの法令に基づく措置を実施していただく必要があります。

今般、石綿障害予防規則の改正が行われ、石綿が使用された建築物・工作物・鋼製の船舶の解体工事や改修工事を行う際の規制が強化されており、多くの規制が令和3年4月から施行されています。

また、令和4年4月1日以降に着工する、解体・改修工事を対象として、石綿に関する事前調査結果を、労働基準監督署・自治体に報告する制度が始まります。

つきましては、改修工事に対する石綿対策の規制強化について広く呼びかけるとともに、石綿事前調査結果報告システムの利用準備を進めるなど、より積極的な石綿ばく露防止対策に取り組んでいただくため、下記事項の取組についての傘下事業場への周知及び指導をお願いいたします。

記

- 1 石綿対策の規制強化について
別添1に示すリーフレットを活用し、石綿対策の規制強化について周知すること
- 2 石綿事前調査結果の報告について
別添2に示すリーフレットを活用し、石綿の事前調査結果報告について周知すること
- 3 石綿事前調査結果報告システムについて
別添3に示すリーフレットを活用し、石綿事前調査結果報告システムの利用準備について周知すること

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/content/contents/001065148.pdf>

石川労働局長 吉田 研

